

揚貨設備規則

揚貨設備規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 35 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 6 月 14 日 規則 第 35 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-3.を次のように改める。

-3. 海底資源掘削船にあつては、本規則によるほか、~~IMO の“The Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU Code)” (IMO 決議 A.1023(26)) 第 12 章鋼船規則 P 編 1.2.36~~ に定義する 2009 MODU コードの 12.1, 12.2 及び 12.4 の規定に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。